

大分労働局 働き方改革に向けた取組

資料2

【目的】

- ・女性、若者、高齢者など、多様な人材がそれぞれのライフステージに応じて働くことができるよう働きやすい職場環境の整備
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、子育て・介護等と仕事の両立ができる環境を整備するため、労使一体となった取組によるワークライフバランスの実現と労働生産性の向上

●労働局幹部職員による団体、企業トップへの働き方改革の要請

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性の活躍推進、両立支援対策など働き方改革について、労働局長等が県内主要企業・経営者団体・労働組合へ訪問し直接要請

ワーク・ライフ・バランスの推進	働きすぎ防止に向けた取組の推進	女性の職業生活における活躍の推進	両立支援対策の推進	同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
<p>●年次有給休暇の取得促進 ・夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として重点的な周知広報を実施 ・「地域の特性を活かした休暇取得促進環境整備事業」(大分市)の実施</p> <p>●ノー残業デー、県民ノー残業デーの普及促進 ・「ノー残業デー」(毎月第3水曜日)、「県民ノー残業デー」(11月第3水曜日)の普及促進に係る周知広報</p> <p>●個別コンサルティング ・訪問によりワーク・ライフ・バランスに係る具体的取組に係るコンサルティングを実施(働き方・休み方改善コンサルタンの活用)</p>	<p>●監督指導の徹底 ・時間外労働時間数が月100時間を超える事業場から月80時間を超える事業場に対象を拡大し、年間を通じた監督指導の実施(罰則付き時間外労働の上限規制導入など法改正準備中)</p> <p>●過重労働解消キャンペーンの展開 ・過労死等防止啓発月間(11月)に長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督の実施 ・過労死等防止対策推進シンポジウム(11月25日開催予定) ・全国一斉無料電話相談(10月28日実施予定)</p> <p>●労働時間の適正な把握のために、新ガイドラインの策定 ・使用者が適正に労働時間を把握するために講ずべき措置等を明示(平成29年1月20日改正)</p>	<p>●女性活躍推進法に基づく義務化企業への指導 ・女性活躍推進法に基づき、平成28年4月から企業に義務化された一般事業主行動計画の策定・届出等について周知し、県内全107社(301人以上)が策定・届出済</p> <p>●女性活躍推進法に基づく努力義務企業に対する策定・届出の勧奨 ・300人以下の企業に対し、一般事業主行動計画の策定・届出等について、女性活躍加速化助成金等の活用と併せ策定・届出の勧奨</p>	<p>●改正育児・介護休業法等の円滑な施行 ・平成29年10月1日に施行される改正育児・介護休業法等について、9月に説明会を開催するなど各種広報により周知</p> <p>●育児・介護休業法の確実な履行確保 ・計画的な事業所訪問による育児・介護休業制度等の規定整備等に係る企業指導の実施</p>	<p>●同一労働同一賃金 ・4月に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を開設し、企業への賃金制度等見直しに係る相談支援を実施(政府のガイドライン案を基に関係3法の改正準備中)</p> <p>●大分県正社員転換・待遇実現プランの推進 ・ハローワークにおける正社員求人確保と正社員就職に向けた就職支援、キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換の推進</p> <p>●パートタイム労働法の確実な履行確保 ・計画的な事業所訪問によるパートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇、正社員転換推進措置等に係る企業指導の実施</p>

大分労働局 両立支援助成金等

※ 生産性要件は〈 〉の額を支給（「生産性」が3年前に比し6%以上、又は、1%以上）

大分労働局雇用環境・均等室

出生時両立支援コース

男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得させた事業主へ助成。（過去3年以内に男性の育児休業取得者がいない事業主で1年度につき1人まで）

取組かつ1人目の育児取得	中小企業57万円〈72万円〉 中小企業以外28.5万円〈36万円〉
2人目以降の育児取得	14.25万円〈18万円〉

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」の作成により、介護休業の取得及び職場復帰又は介護のための勤務制度の支援を行った事業主に助成。（介護休業の取得連続1か月以上、介護制度の利用連続3か月）

(1企業当たり2人まで)	中小企業	中小企業以外
介護休業	57万円〈72万円〉	38万円〈48万円〉
介護制度	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由とした退職労働者に再雇用制度を導入し、継続雇用した事業主に助成。（退職理由と再雇用の希望の書面による確認）

5人目まで	中小企業		中小企業以外	
	継続雇用			
	6ヶ月目	1年目	6ヶ月目	1年目
再雇用者1人目	19万円〈24万円〉	19万円〈24万円〉	14.25万円〈18万円〉	14.25万円〈18万円〉
再雇用者2～5人目	14.25万円〈18万円〉	14.25万円〈18万円〉	9.5万円〈12万円〉	9.5万円〈12万円〉

育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」により、育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行った場合や育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成。

① 育休取得時 ② 職場復帰時

※1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人対象）

プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合に中小企業事業主に支給。

《職場支援加算》

育児休業取得者の代替要員を配置せず、以前からの雇用従業員が業務を代替する場合に職場復帰時の支給額に加算。

③ 代替要員確保時

※1企業当たり5年間、1年述べ10人まで
※くるみん取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間でのべ50人まで

育児休業終了後、原職等復帰する旨を就業規則等に規定し、代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に支給。

《有期契約労働者加算》

育児休業取得者が有期契約労働者の場合に支給額に加算。

① 育休取得時	28.5万円〈36万円〉	
② 職場復帰時	28.5万円〈36万円〉	職場支援加算19万円〈24万円〉
③ 代替要員確保時 (1人あたり)	47.5万円〈60万円〉	有期労働者加算9.5万円〈12万円〉

女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基き活躍推進に取り組む事業主に助成。（本助成金の中小企業事業主の範囲は、常用雇用労働者が300人以下、1企業につき1回限り）

	支給額	
	300人以下	301人以上
加速化Aコース	28.5万円〈36万円〉	対象外
加速化Nコース	28.5万円〈36万円〉	対象外
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円〈60万円〉	28.5万円〈36万円〉

職場意識改善助成金

職場環境改善コース

年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下、月間平均所定外が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に取り組む**中小企業事業主**に費用の一部を助成。

〈成果目標〉

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を 4日以上 増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数を 5時間以上 削減させる

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取り組みの場場合は下記のとおり。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

所定労働時間短縮コース

常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場(労働基準法特例で法定労働時間が44時間とされている事業場)でかつ所定労働時間が週40時間時間を超え、週44時間以下の**中小企業事業主**に所定労働時間短縮の取り組みに要した費用の一部を助成。

補助率	3/4
上限額	50万円

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

中小企業・小規模事業者の生産性の向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るもので、**生産性向上のための設備投資等**により、**事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資等の費用の一部を助成。

勤務間インターバルコース

「勤務間インターバル」とは、勤務時間終了後、次の勤務までに一定時間以上の「**休息期間**」を設け、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するもの。
勤務間インターバルを導入する**中小企業事業主**に費用の一部を助成。

〈成果目標〉

事業主が事業実施計画で指定した事業場において、**休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること**。(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)

	新規導入に該当するものがある場合		適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
休息時間数	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円

時間外労働上限設定コース

労働時間限度基準を超える36協定(特別条項)を締結している**中小企業事業主**に時間外労働の上限設定の取り組みに要した費用の一部を助成。

補助率	3/4
上限額	50万円

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む**中小企業事業主**に取り組みに要した費用の一部を助成。

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	15万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

※短時間テレワークも助成対象。
※1事業主当たり2回まで。

お問合せ・申請書提出先 テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場 事業場内最低賃金
30円以上	7/10 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4) ※生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	50万円	750円未満の事業場
40円以上		70万円	800円未満の事業場
60円以上		100万円	1,000円未満の事業場
90円以上		150万円	800円以上
120円以上		200万円	1,000円未満の事業場

平成29年度 働き方改革推進事業

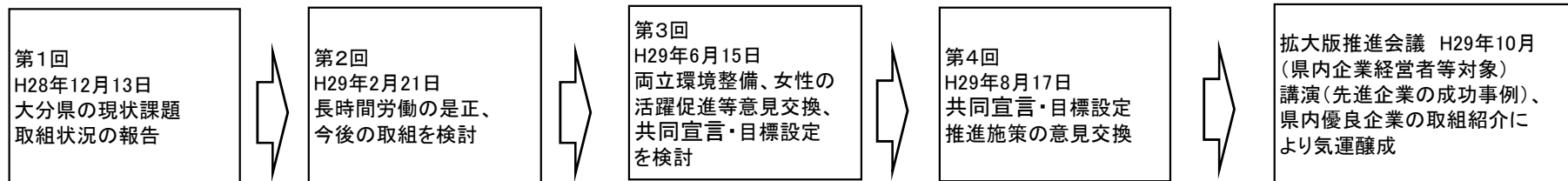
商工労働部雇用労働政策課

【事業目的】 長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組により、ワークライフバランスの実現を推進することで、優秀な人材の確保、定着を図る。

●「大分県働き方改革推進会議」(H28年12月設置)

長時間労働の是正や仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備など働き方改革の気運醸成及びその推進を図るため、働き方改革の実現に向けた議論を行う。企業の働き方改革の取組を促進するとともに、新たな課題については対策を検討し働き方改革を推進する。

○委員：経済団体代表、連合代表、企業経営者、有識者など 計14名、事務局(大分県、大分労働局)



企業への普及・啓発	企業の自主的な取組を加速	企業の個別課題の解決を支援	優良企業の取組を評価・PR
<p>●おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進(H29.6末現在972社) 認証企業を県HP等で紹介 委託先：大分県中小企業団体中央会</p> <p>●九州・山口地域連携ワーク・ライフ・バランス推進事業 ワーク・ライフ・バランスの認知度向上及び男性の働き方や家事・育児に対する意識改革に取り組み、働きやすい環境づくりを推進</p>	<p>●働き方改革推進リーダー養成講座 ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な知識や具体的な取組み、実践スキルを身につけた企業内リーダーを養成 内容：3回1コース 場所：県内2カ所(宇佐市、大分市) 対象者：経営者、人事労務担当者等 定員：30社×2カ所＝60社</p> <p>①WLBを深く理解し、自社のタイプ別にWLB導入法を検討 ②課題を見いだす力を磨き、解決策、具体的な取組を検討 ③実践に必要な手法や事例を学び、実行計画を作成</p>	<p>●アドバイザー派遣 企業へ専門家(社会保険労務士やコンサルタント)を派遣し、労働条件や雇用環境の整備などの指導・助言を行う他、社内研修会等を実施 派遣回数：25社×2回＝50回</p> <p>○アドバイザー会議(年1回) 指導・助言を行う際のポイントや先進事例の紹介、情報共有、事例検討</p>	<p>●ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 だれもが働きやすい職場環境づくりに取り組み優れた成果が認められる企業を表彰し、その好事例を広くPR</p> <p>●先進事例のPR 企業の先進事例等を紹介するパンフレットを作成し、広くワーク・ライフ・バランスの普及を促進</p>